

令和4年第1回

船橋市国民健康保険運営協議会

令和4年1月
国民健康保険年金課

目 次

議題 1	令和 3 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案について（協議事項）	1
	1 令和 3 年度 国民健康保険事業特別会計補正予算案 総括表（歳出）	2
	2 令和 3 年度 国民健康保険事業特別会計補正予算案 総括表（歳入）	3
議題 2	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について （諮問事項）	
	1 保険料率の改定について	別冊
	（協議事項）	
	2 保険料の賦課限度額引き上げ	4
	3 未就学児に係る保険料の均等割額の減額制度の導入	5
	4 その他の改正について	6
議題 3	令和 4 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について（協議事項）	8
	令和 4 年度国保事業の概要	
	1 世帯数と被保険者数の状況	10
	2 保険給付費の状況	11
	3 保険料（現年分）の状況	12
	4 保健事業費の状況	13
	5 令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳出）	15
	6 令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳入）	16

議題4 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告事項）

1 出産育児一時金の見直しについて 18

議題 1 令和 3 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案について

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 4 億円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ 5 1 0 億 4, 5 0 0 万円とするものです。

補正前の額	補正予算額	補正後予算額
48,645,000 千円	2,400,000 千円	51,045,000 千円

☆令和 3 年度予算を補正する項目

(1) 保険給付費【歳出】、県支出金【歳入】(それぞれ 2 4 億円の増額)

保険給付費は、被保険者が医療機関などで受診に要した費用(医療費)のうち、被保険者が実際に負担した費用等を差し引いた、保険者の負担した費用です。

令和 3 年度予算は、過去の実績から新型コロナウイルス感染症の影響を除いて積算したものの、保険給付費が大幅に増加し、必要な費用が予算を上回る見込みとなったため増額補正します。なお、保険給付費の増額に伴い、その財源である県支出金も増額します。

1 令和3年度 国民健康保険事業特別会計補正予算案 総括表 (歳出)

単位：円 %

区 分	概 要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
総務費		878,800,000	0	878,800,000	1.7
保険給付費	病気等の保険診療や出産・葬祭・傷病手当金に対し、市が医療機関や被保険者に支払う費用	32,133,900,000	2,400,000,000	34,533,900,000	67.7
国民健康保険事業費納付金	保険給付費を賄うために千葉県へ納付	14,881,400,000	0	14,881,400,000	29.1
共同事業拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0	100,000	0.0
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代、特定健康診査・特定保健指導に係る費用	556,600,000	0	556,600,000	1.1
諸支出金	保険料の還付金、国庫負担金の精算による返還額等	94,200,000	0	94,200,000	0.2
予備費		100,000,000	0	100,000,000	0.2
歳 出 合 計		48,645,000,000	2,400,000,000	51,045,000,000	100.0

2 令和3年度 国民健康保険事業特別会計補正予算案 総括表 (歳入)

単位：円 %

区 分	概 要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
国民健康保険料		10,685,000,000	0	10,685,000,000	20.9
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免された保険料や東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助金	100,000	0	100,000	0.0
県支出金	国民健康保険の保険給付にかかる費用や市の国保の運営状況の評価等に応じて交付される	32,595,000,000	2,400,000,000	34,995,000,000	68.6
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	500,000	0	500,000	0.0
繰入金		5,214,300,000	0	5,214,300,000	10.2
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,142,300,000	0	5,142,300,000	10.1
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	1,924,085,000	0	1,924,085,000	3.8
(保険料軽減分)	軽減後の保険料と平均的な保険料との差(軽減相当額)に対する繰入金(県:市=3:1)	1,112,218,000	0	1,112,218,000	2.2
(保険者支援分)	軽減額や軽減世帯数に応じた繰入金(国:県:市=2:1:1)	811,867,000	0	811,867,000	1.6
職員給与費等繰入金	総務費(人件費等)に対する繰入金	878,598,000	0	878,598,000	1.7
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金(2/3)	112,000,000	0	112,000,000	0.2
国保財政安定化支援事業	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	95,617,000	0	95,617,000	0.2
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	2,132,000,000	0	2,132,000,000	4.2
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	72,000,000	0	72,000,000	0.1
繰越金	前年度からの繰越金	100,000	0	100,000	0.0
諸収入	延滞金、第3者行為に係る納付金、不当利得返還金等	150,000,000	0	150,000,000	0.3
歳 入 合 計		48,645,000,000	2,400,000,000	51,045,000,000	100.0

議題2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1 保険料率の改定について **諮問事項** (船橋市国民健康保険条例第14条)【条例改正】

詳細は別冊資料参照

2 保険料の賦課限度額引き上げ(条例第16条、第16条の2の8)

① 改正趣旨

令和4年度税制改正大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げが行われ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が2月末に公布予定となっていることから、その公布を受けて本市国民健康保険条例も所要の改正を行います。※「国保のてびき」19ページ参照

② 改正内容

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。今般、中低所得者の負担軽減と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わる予定です。

賦課限度額	(改正前)		(改正後)	
医療分	63万円	⇒	<u>65万円</u>	2万円引き上げ
支援分	19万円	⇒	<u>20万円</u>	1万円引き上げ
介護分	17万円	⇒	17万円	変更なし
合計	99万円	⇒	<u>102万円</u>	3万円引き上げ

③ 施行期日

令和4年4月1日

3 未就学児に係る保険料の均等割額の減額制度の導入（条例第20条の3）

① 改正趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の均等割保険料を減額します。

② 改正内容

未就学児の被保険者均等割額の減額規定（条例第20条の3）を新設します。

・ 軽減対象 全世帯の未就学児

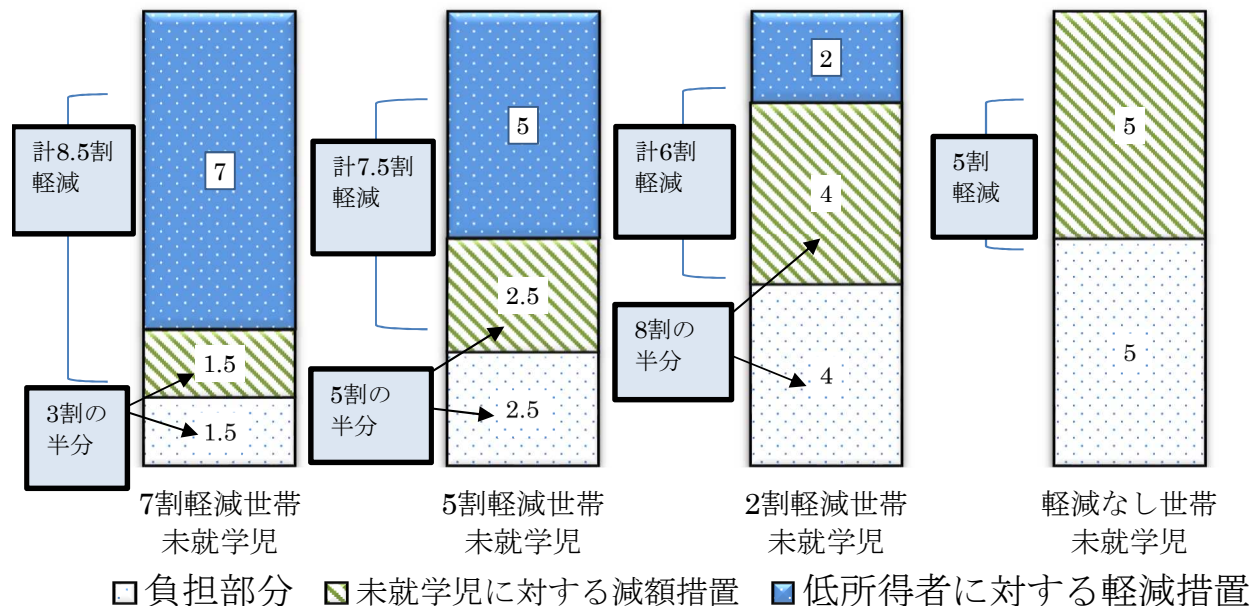
・ 軽減内容 未就学児に係る均等割保険料について、その5割を減額

（低所得者世帯には、すでに軽減措置が講じられており、例えば7割軽減対象者の未就学児に対しては、今回の改正で残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となります。）※国保の手引き24ページ参照

③ 施行期日

令和4年4月1日

<未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置イメージ>



4 その他の改正について

① 賦課総額の算定に係る引用条項の改正（条例第11条の3）

◇改正趣旨

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に用いる「財政安定化基金拠出金」及び「財政安定化基金事業借入金」を規定する国民健康保険法の一部改正により当該条項が項ずれするため、規定の整備を行います。

◇改正内容

「財政安定化基金拠出金」を規定した条項
法第81条の2第4項 ⇒ 法第81条の2第5項

「財政安定化基金事業借入金」を規定した条項
法第81条の2第9項第2号 ⇒ 法第81条の2第10項第2号

◇施行日

令和4年4月1日

② 賦課総額の算定に係る規定の追加（条例第11条の3及び第16条の2）

◇改正趣旨

保険料の減額分として市の一般会計で負担する額は、基礎賦課総額等の算定から除くよう規定していますが、未就学児に係る均等割額の減額制度でも同様の扱いとなるため所要の改正を行います。

◇改正内容

<一般被保険者に係る基礎賦課総額>
条例第11条の3第2号エに国民健康保険法第72条の3の2第1項を追加

<一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額>
条例第16条の2第2号イに国民健康保険法第72条の3の2第1項を追加

◇施行日

令和4年4月1日

③ 保険料の減額を規定する条項の見出しの改正（条例第20条）

◇改正趣旨

「未就学児の被保険者均等割額の減額」と区別するため保険料の減額を規定した条項の見出しを改めます。

◇改正内容

20条の見出し「保険料の減額」に「低所得者の」を加え、「低所得者の保険料の減額」とします。

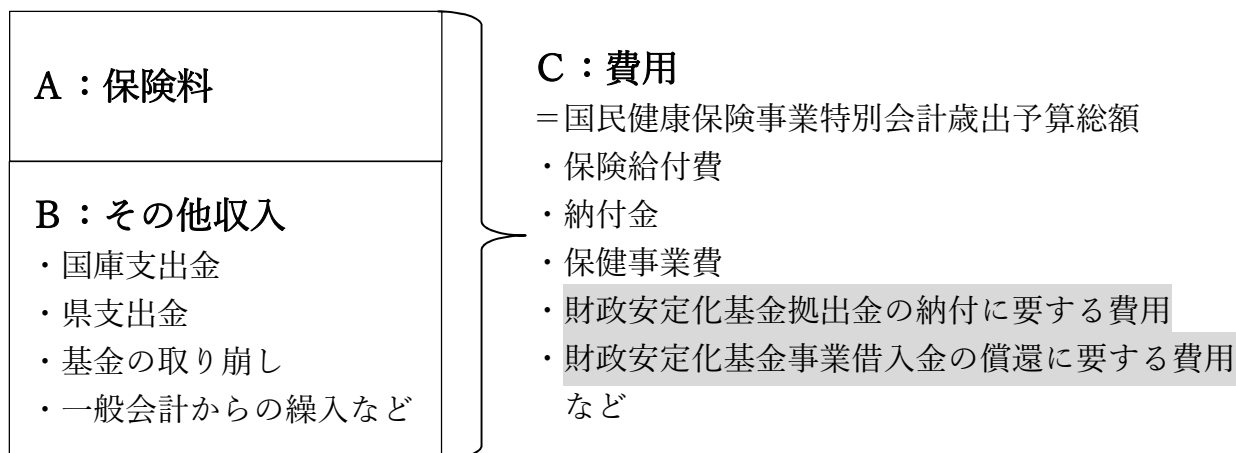
◇施行日

令和4年4月1日

【4-①、4-② 参考資料】

<国民健康保険料 賦課総額イメージ>

賦課総額



* 国民健康保険料の賦課額 $A：保険料 = C：費用 - B：その他収入$

議題3 令和4年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508億2,600万円とするものです。
各科目の概要につきましては、16～18ページの総括表（歳出／歳入）をご参照ください。
前年度比プラス21億8,100万円となりますが、主な要因は保険給付費の増加（12ページ）です。

<歳出>

（単位：千円）

	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額（案）	増減
総務費	878,800	816,400	▲ 62,400
保険給付費	32,133,900	34,364,000	2,230,100
国民健康保険事業費納付金	14,881,400	14,915,400	34,000
共同事業拠出金	100	100	0
保健事業費	556,600	537,400	▲ 19,200
諸支出金	94,200	92,700	▲ 1,500
予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	48,645,000	50,826,000	2,181,000

<歳出の主な増減について>

・保険給付費

令和3年度予算編成時において、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えの影響を除いて積算を行いましたが、結果、増額補正を行うこととなりました。令和4年度予算は、増加した令和3年度の保険給付費を参考に積算を行い、約22億円増の約344億円を計上しています。

<歳入>

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額(案)	増減
国民健康保険料	10,685,000	10,822,000	137,000
国庫支出金	100	1,700	1,600
県支出金	32,595,000	34,910,000	2,315,000
財産収入	500	100	▲400
繰入金	5,214,300	4,945,400	▲268,900
うちその他一般会計繰入金	2,132,000	1,676,000	▲456,000
うち決算補填等目的繰入金	1,598,382	1,178,768	▲419,614
繰越金	100	100	0
諸収入	150,000	146,700	▲3,300
歳入合計	48,645,000	50,826,000	2,181,000

<歳入の主な増減について>

・県支出金

歳出の保険給付費につきましては、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除いて全額県から交付されることから、約23億円増の約349億円を計上しています。

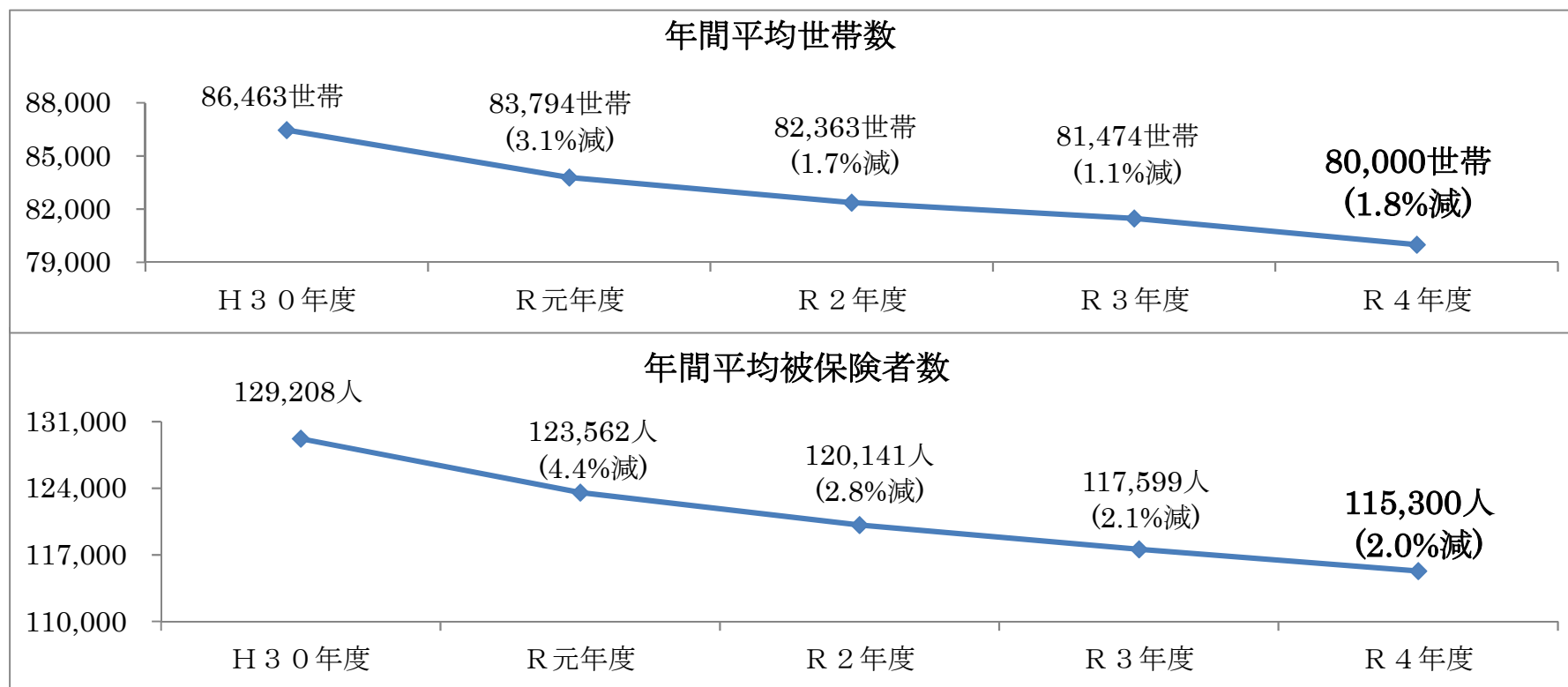
・国民健康保険料及びその他一般会計繰入金

今回の諮問事項(別冊資料参照)である均等割保険料年間5,000円引上げの影響を反映させており、保険料は前年度比較で約1億円の増加、国保特別会計の赤字補填等のためのその他一般会計繰入金は前年度と比べ、約4億6,000万円減少しました。なお、削減が求められている決算補填等目的の繰入金は、令和3年度より約4億2,000万円減少する予定です。

☆ 令和4年度国保事業の概要

1 世帯数と被保険者数の状況

	世帯数	被保険者数	1世帯平均人数
令和4年度見込数	80,000世帯	115,300人	1.44人
令和3年度決算見込数	81,474世帯	117,599人	1.44人
決算見込との比較	▲1,474世帯(1.8%減)	▲2,299人(2.0%減)	



※令和2年度までは決算数値、令和3年度は決算見込数値。

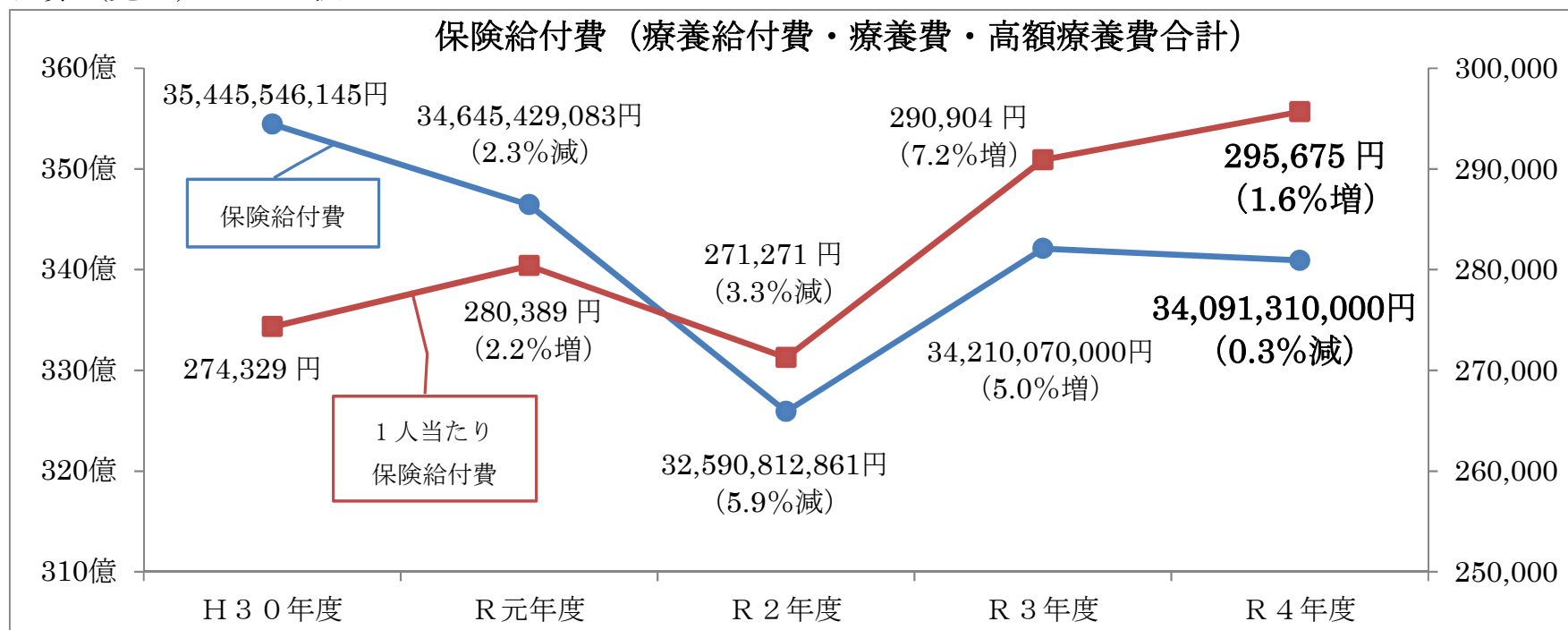
※加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度へ移行しているため、世帯数・被保険者数共に減少傾向。

また、1世帯当たりの人数も減少している。令和2年度及び令和3年度に減少率の低下が鈍い見込となっているのは、新型コロナウイルス感染症による影響があると考えられる。令和4年度についてもその影響が続くものとして見込んでいる。

2 保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費合計）の状況

令和4年度予算額	340億9,131万円
令和3年度決算見込額	342億1,007万円
決算見込との比較	▲1億1,876万円（0.3%減）

決算（見込）との比較



※令和2年度までは決算数値、令和3年度は決算見込数値。

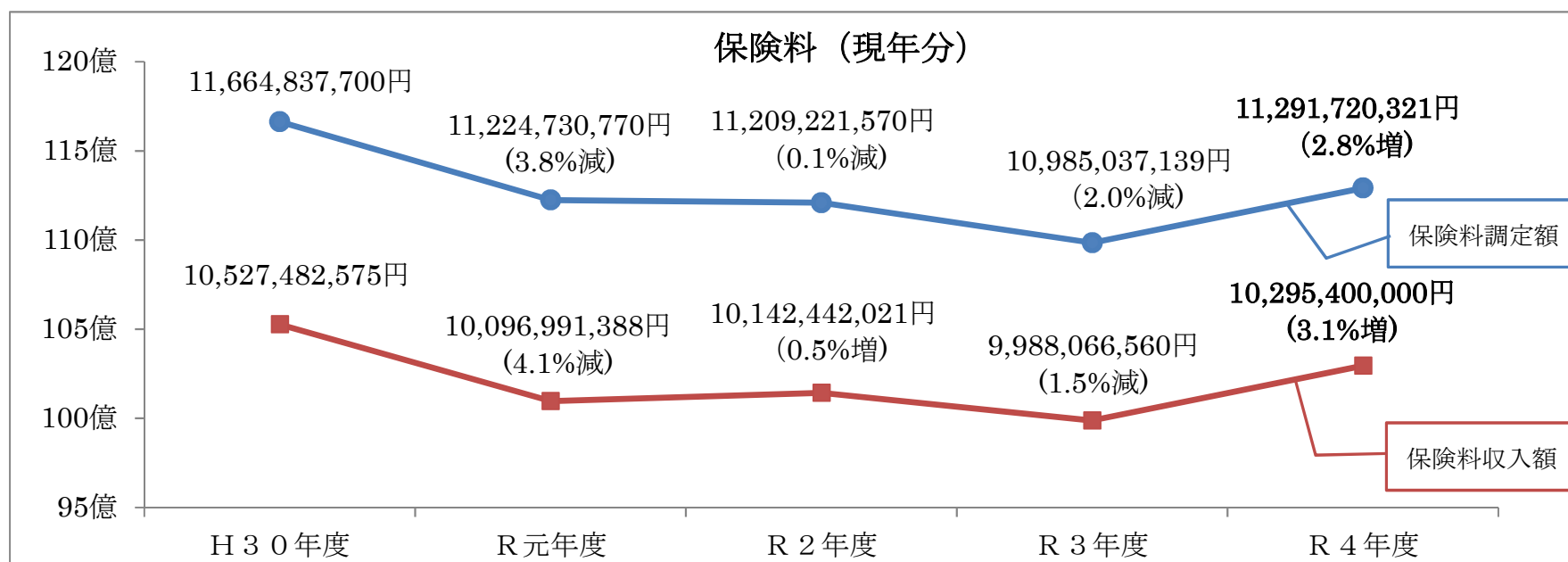
※被保険者数の減少により、保険給付費全体は減少傾向にある。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより減少幅が大きくなっているが、令和3年度は反動で増加する見込みである。

※1人当たり保険給付費は、高齢化や医療の高度化等の影響で増加傾向にあるものの、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により減少した。令和3年度及び令和4年度は、受診控えの反動で増加することが見込まれる。

3 保険料（現年分）の状況

	保険料調定額	保険料収入額	予定収納率
令和4年度予算額	112億9,172万円	102億9,540万円	91.18%
令和3年度決算見込額	109億8,504万円	99億8,807万円	90.92%
決算見込との比較	3億0,668万円 (2.8%増)	3億0,733万円 (3.1%増)	

決算（見込）との比較



※令和2年度までは決算数値（還付未済除く）、令和3年度は決算見込数値。

※被保険者の減少に伴い、長期的には調定額・収入額とも減少傾向にある。令和2年度の増加は保険料率の引き上げ（均等割年間3,000円）によるものである。令和4年度の増加は、保険料均等割年間5,000円の引き上げによる影響を見込む。

収納率については、平成30年度より外国人収納対策の強化、自動音声電話催告など行っており、令和3年度からは関係課との更なる連携を図りながら、収納率向上を目指す。

4 保健事業費の状況

令和4年度予算額	5億3,740万円
令和3年度決算見込額	5億0,984万円
決算見込との比較	2,756万円(5.4%増)

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
特定健康診査受診率	48%	51%	54%	57%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第2期					特定健康診査等実施計画 第3期					

※H29及びR5の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H28	92,481人	44,821人	48.5%	4,692人	1,269人	27.0%
H29	87,604人	42,317人	48.3%	4,527人	1,249人	27.6%
H30	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%
R元	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R2	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
R元年度	3位/60	5位/37	14位/60	11位/37
R2年度	8位/62	6位/37	32位/62	17位/37

令和4年度 特定健康診査の受診率向上対策

直近の特定健診の受診率は、平成29年は48.3%、平成30年は47.1%、令和元年度は48.0%、令和2年度は41.8%となっている。令和2年度は中核市8位の受診率にあたるものの、国の目標受診率60%に近づけるために受診者の掘り起こしを行う。

I. 医師（医療機関）からの勧奨資材配布による受診勧奨（新規事業）

(1) 目的

令和元年度より「A Iを活用した受診勧奨通知（健診受診歴・問診結果等より対象者に適した通知）」を発送している。

7種の通知のうち「病院の通院歴はあるが健康診査は未受診」の受診率が5.7%（令和2年度実績 受診者数：959人／発送者数：16,824人）であったため、医師（医療機関）から勧奨資材を配布し受診者数の増加を目指す。

(2) 実施方法

「医療機関に通院中で健診未受診の方」「風邪や予防接種で来院された健診未受診の方」へ医療機関の窓口や医師の診察中に勧奨資材（A4両面カラー）を対象者へ配布

(3) 対象者

国民健康保険被保険者 40～74歳（誕生日：昭和23年4月1日～昭和58年3月31日）

II. 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場での受診勧奨

接種会場にて受診勧奨チラシを配布

5 令和4年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳出）

単位：円 %

区 分	概 要	令和3年度 当初予算額	構成比	令和4年度 当初予算額	構成比	前年度比
総務費		878,800,000	1.7	816,400,000	1.6	▲ 62,400,000
保険給付費		32,133,900,000	63.2	34,364,000,000	67.6	2,230,100,000
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割） ※「国保のてびき」6ページ	27,340,760,000	53.8	29,793,500,000	58.6	2,452,740,000
一般被保険者分		27,340,660,000	53.8	29,793,400,000	58.6	2,452,740,000
退職被保険者分		100,000	0.0	100,000	0.0	0
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※9ページ	274,420,000	0.5	293,290,000	0.6	18,870,000
一般被保険者分		274,320,000	0.5	293,190,000	0.6	18,870,000
退職被保険者分		100,000	0.0	100,000	0.0	0
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	71,830,000	0.2	69,060,000	0.2	▲ 2,770,000
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※13ページ	4,234,350,000	8.3	4,004,520,000	7.9	▲ 229,830,000
一般被保険者分		4,234,250,000	8.3	4,004,420,000	7.9	▲ 229,830,000
退職被保険者分		100,000	0.0	100,000	0.0	0
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※16ページ	7,100,000	0.0	6,600,000	0.0	▲ 500,000
一般被保険者分		6,900,000	0.0	6,500,000	0.0	▲ 400,000
退職被保険者分		200,000	0.0	100,000	0.0	▲ 100,000
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等 ※11ページ	350,000	0.0	350,000	0.0	0
一般被保険者分		300,000	0.0	300,000	0.0	0
退職被保険者分		50,000	0.0	50,000	0.0	0
出産育児諸費	出産費の助成（1件42万円または40万4千円）及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※10ページ	168,090,000	0.3	159,680,000	0.3	▲ 8,410,000
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円） ※11ページ	36,000,000	0.1	36,000,000	0.1	0
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※37ページ	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	0
国民健康保険事業費納付金		14,881,400,000	29.3	14,915,400,000	29.3	34,000,000
医療給付費分	保険給付費を賄うために千葉県へ拠出	10,107,510,000	19.9	10,012,490,000	19.7	▲ 95,020,000
一般被保険者医療給付費分		10,107,510,000	19.9	10,008,500,000	19.7	▲ 99,010,000
退職被保険者等医療給付費分		0	0.0	3,990,000	0.0	3,990,000
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を賄うために千葉県へ拠出	3,683,110,000	7.2	3,651,830,000	7.2	▲ 31,280,000
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,683,110,000	7.2	3,651,830,000	7.2	▲ 31,280,000
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0.0	0	0.0	0
介護納付金分	介護納付金を賄うために千葉県に拠出	1,090,780,000	2.1	1,251,080,000	2.5	160,300,000
共同事業拠出金		100,000	0.0	100,000	0.0	0
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0.0	100,000	0.0	0
保健事業費		556,600,000	1.1	537,400,000	1.1	▲ 19,200,000
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※32ページ、35ページ	14,400,000	0.0	15,220,000	0.0	820,000
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※31ページ	542,200,000	1.1	522,180,000	1.0	▲ 20,020,000
諸支出金	保険料の還付金、国庫補助金等の精算による返還	94,200,000	0.2	92,700,000	0.2	▲ 1,500,000
予備費		100,000,000	0.2	100,000,000	0.2	0
歳 出 合 計		48,645,000,000	95.7	50,826,000,000	100.0	2,181,000,000

6 令和4年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳入） その1

単位：円 %

区 分		概 要			令和3年度 当初予算額	構成比	令和4年度 当初予算額	構成比	前年度比	
国民健康保険料					10,685,000,000	22.0	10,822,000,000	21.3	137,000,000	
一般分国民健康保険料			所得割 ※令和4年度より	均等割	限度額					
	医療給付費分現年賦課分	医療分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×6.50%	32,360円 ×人数	65万円	6,853,900,000	14.1	7,195,600,000	14.2	341,700,000
	介護納付金分現年賦課分	(0～74歳)				596,600,000	1.2	600,700,000	1.2	4,100,000
	後期高齢者支援金分現年賦課分	後期支援分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×2.63%	8,590円 ×人数	20万円	2,503,500,000	5.2	2,499,100,000	5.0	▲4,400,000
	医療給付費分滞納繰越分	(0～74歳)				508,400,000	1.0	354,500,000	0.7	▲153,900,000
	介護納付金分滞納繰越分	介護分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×1.20%	9,610円 ×人数	17万円	51,700,000	0.1	41,400,000	0.1	▲10,300,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	(40～64歳)				169,600,000	0.4	129,900,000	0.4	▲39,700,000
退職分国民健康保険料						1,300,000	0.0	800,000	0.0	▲500,000
	医療給付費分現年賦課分	医療分・・・国民健康保険の医療費に充てる				2,000	0.0	2,000	0.0	0
	介護納付金分現年賦課分	後期支援分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる				2,000	0.0	2,000	0.0	0
	後期高齢者支援金分現年賦課分	介護分・・・介護保険制度の費用に充てる				2,000	0.0	2,000	0.0	0
	医療給付費分滞納繰越分	基本は医療分と後期支援分の所得割と均等割が賦課される。40～64歳は介護分の所得割と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高102万円。				830,000	0.0	520,000	0.0	▲310,000
	介護納付金分滞納繰越分					164,000	0.0	94,000	0.0	▲70,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分					300,000	0.0	180,000	0.0	▲120,000
国庫支出金					100,000	0.0	1,700,000	0.0	1,600,000	
	総務費国庫補助金	社会保障・税番号制度に係る経費に対する補助金 (マイナンバーカードの健康保険証利用に係る経費)			0	0.0	1,520,000	0.0	1,520,000	
	災害臨時特例補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免された保険料や東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助			100,000	0.0	180,000	0.0	80,000	

6 令和4年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳入） その2

単位：円 %

区 分	概 要	令和3年度 当初予算額	構成比	令和4年度 当初予算額	構成比	前年度比
県支出金		32,595,000,000	67.0	34,910,000,000	68.7	2,315,000,000
健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	334,000	0.0	21,914,000	0.0	21,580,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	32,594,666,000	67.0	34,888,086,000	68.6	2,293,420,000
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金除く）に応じて交付（100%）	31,928,810,000	65.6	34,167,320,000	67.2	2,238,510,000
特別交付金	保険者の経営努力の評価指標や、市町村の特別な事情に応じて交付。 また、特定健康診査等事業費に係る国県の負担分。	665,856,000	1.4	720,766,000	1.4	54,910,000
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	500,000	0.0	100,000	0.0	▲ 400,000
繰入金		5,214,300,000	10.7	4,945,400,000	9.7	▲ 268,900,000
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,142,300,000	10.6	4,775,400,000	9.4	▲ 366,900,000
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	1,924,085,000	4.0	2,053,285,000	4.0	129,200,000
（保険料軽減分）	軽減後の保険料と平均的な保険料の差（軽減相当額）に対する繰入金（県：市=3：1）	1,112,218,000	2.3	1,223,950,000	2.4	111,732,000
（保険者支援分）	軽減額や軽減世帯数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	811,867,000	1.7	829,335,000	1.6	17,468,000
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	—	-	32,839,000	0.1	32,839,000
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	878,598,000	1.8	814,597,000	1.6	▲ 64,001,000
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2／3）	112,000,000	0.2	106,400,000	0.2	▲ 5,600,000
国保財政安定化支援事業	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	95,617,000	0.2	92,279,000	0.2	▲ 3,338,000
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	2,132,000,000	4.4	1,676,000,000	3.3	▲ 456,000,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	72,000,000	0.1	170,000,000	0.3	98,000,000
繰越金		100,000	0.0	100,000	0.0	0
諸収入	延滞金、第3者行為に係る納付金、不当利得返還金等	150,000,000	0.3	146,700,000	0.3	▲ 3,300,000
歳 入 合 計		48,645,000,000	100.0	50,826,000,000	100.0	2,181,000,000

議題4 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告事項）

出産にかかる費用の負担軽減を図るため、被保険者に出産育児一時金を支給していますが、健康保険法施行令の一部改正に
ならい所要の改正を行い、支給額を引き上げました。改正内容は、令和3年11月16日付け船国保年第4103号にて送付し
た文書と同様のものです。

1 出産育児一時金の見直しについて（条例第6条）

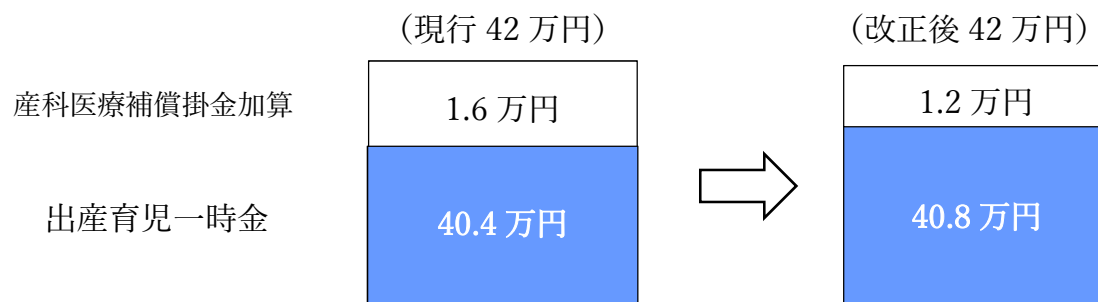
①改正趣旨

産科医療補償制度における掛金が、一分娩（胎児）当たり1.6万円から1.2万円に引き下げられることに伴い、出産
育児一時金の支給総額（42万円）を維持するため、令和3年8月4日に国が健康保険法施行令等の一部を改正する政令を
公布しました。

本市では、出産育児一時金として40.4万円、産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産については42万円
（40.4万円+加算額1.6万円）を支給していましたが、政令の一部改正を受け、出産育児一時金の支給額について定め
た条例の一部改正を行いました。※国保の手引き10ページ参照

②改正内容

出産育児一時金の支給について、船橋市国民健康保険条例第6条に規定する「404,000円」を「408,000円」
に改めました。



※条例の一部改正に伴い、船橋市国民健康保険条例施行規則を改正し、加算する金額を「16,000円」から「12,000円」としました。

③施行期日 令和4年1月1日（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日）